

新規上場申請のための半期報告書

(第22期中)

自2025年1月1日
至2025年6月30日

株式会社ベーシック

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 中間財務諸表	16
(1) 中間貸借対照表	16
(2) 中間損益計算書	17
中間会計期間	17
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年2月17日
【中間会計期間】	第22期中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）
【会社名】	株式会社ベーシック
【英訳名】	Basic inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 秋山 勝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町17番6号 一番町MSビル
【電話番号】	03-3221-0311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 清水 英次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町17番6号 一番町MSビル
【電話番号】	03-3221-0311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 清水 英次

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 中間会計期間	第21期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	1,094,524	1,821,522
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	97,032	△196,095
中間純利益又は当期純損失 (△) (千円)	160,358	△162,536
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000
発行済株式総数		
普通株式	231,000	231,000
B種優先株式 (株)	27,343	27,343
C種優先株式	14,450	14,450
D種優先株式	60,800	60,800
純資産額 (千円)	537,102	376,744
総資産額 (千円)	1,174,939	1,038,254
1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	32.05	△32.48
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	45.71	36.29
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	56,616	△257,654
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△28,944	△72,777
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	674,224	646,552

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していませんので記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第21期は1株当たり当期純損失であるため記載していません。
4. 当社は、第21期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第21期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
5. 2025年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っており、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益及び1株当たり当期純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は、前事業年度末比136,685千円増加の1,174,939千円となりました。これは主に、事業活動の進捗に伴う現金及び預金、売掛金、前払費用等の増加により、流動資産が72,355千円増加したこと、また、主に繰延税金資産の増加により、投資その他の資産が65,407千円増加したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は、前事業年度末比23,672千円減少の637,836千円となりました。これは主に、返済により長期借入金（1年内返済予定を含む）が28,944千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末比160,358千円増加の537,102千円となりました。これは利益剰余金が160,358千円増加したことによるものです。

(2) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、消費活動の回復やインバウンド需要の拡大等の景気回復の兆しが見られる一方で、米国による関税政策等の影響でインフレの加速や景気後退の可能性も高まり、マクロ経済について先行き不透明感が強まっております。

また、日本の生産年齢人口（15～64歳）は1995年をピークに減少しており、少子高齢化の問題が深刻化しております。このような経済環境の中、企業はデジタル化を引き続き促進し、IT技術やAI技術を使った生産性や効率化への投資は加速しており、当社が属するソフトウェア業界の重要性はますます高まっております。当社は「問題解決の集団として、情熱を妨げる世の中のあらゆる問題解決をやり抜き、多種多様な企業が強みに集中できる世界を創造する」をミッションに掲げており、企業が直面するWebマーケティングのための「知識・環境・人」不足の問題を解決するため、BtoBマーケティングツールとノウハウを提供する「ferret」、フォーム作成管理ツール「formrun」の2つの事業を主軸として展開しております。

「ferret」のオールインワンツール「ferret One」につきましては、営業体制・サポート体制の強化などの施策が順調に進み、ターゲット層であるBtoBの事業者のみで毎月10件前後の新規顧客獲得が出来る水準に安定しております。また、機能強化で顧客単価が順調に引き上がっております。フォーム作成管理ツールである「formrun」につきましては、主要KPIである有料顧客（ユーザー）数が堅調に推移しており、高い成長を継続しております。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は1,094,524千円、営業利益102,691千円、経常利益97,032千円、中間純利益160,358千円となりました。

なお、当社はワークフロー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は674,224千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は56,616千円となりました。これは主に、売上が積みあがった結果、当中間会計期間から安定して利益が出るようになったことに伴う税引前中間純利益の計上による増加97,032千円、売上債権の増加額による減少23,527千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得及び使用した資金はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は28,944千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出28,944千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	344,200
B種優先株式	30,000
C種優先株式	15,000
D種優先株式	60,800
計	450,000

(注) 1. 2025年11月25日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びD種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数は884,000株増加し、1,334,000株といたしました。

2. 2025年11月25日開催の取締役会決議により、2025年12月11日付で株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は18,676,000株増加し、20,010,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年2月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	231,000	5,003,895	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります (注) 1, 2, 3
B種優先株式	27,343	—	非上場	(注) 1, 4
C種優先株式	14,450	—	非上場	(注) 1, 4
D種優先株式	60,800	—	非上場	(注) 1, 4
計	333,593	5,003,895	—	—

(注) 1. 2025年11月25日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びD種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付ですべてのB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式に変更しております。

2. 2025年11月25日開催の取締役会決議により、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,670,302株増加し、5,003,895株となっております。

3. 2025年11月25日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2025年11月25日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

4. B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の内容は次のとおりであります。

(優先配当金)

1. 当社は、剰余金の配当(中間配当を含む。以下単に「配当」という。)を行うときは、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録質権者」という。)に対して、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録質権者」という。)、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)及び普通株式を有する株主

(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、事業年度ごとに、D種優先株式1株につき411円(但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てる。以下「D種優先配当金」という。)に満つるまでの額の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とする配当をしたときは、かかるD種優先株主又はD種優先登録質権者に対する配当の累積額を控除した額とする。

2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対して支払うD種優先株式1株あたりの配当金の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
3. 当社がD種優先株主又はD種優先登録質権者に対して、D種優先配当金を配当した後、さらに配当を行うときは、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、事業年度ごとに、C種優先株式1株につき276円(但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てる。以下「C種優先配当金」という。)に満つるまでの額の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とする配当をしたときは、かかるC種優先株主又はC種優先登録質権者に対する配当の累積額を控除した額とする。
4. ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して支払うC種優先株式1株あたりの配当金の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
5. 当社がC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先配当金を配当した後、さらに配当を行うときは、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、当該配当のための基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、事業年度ごとに、B種優先株式1株につき256円(但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てる。以下「B種優先配当金」という。)に満つるまでの額の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とする配当をしたときは、かかるB種優先株主又はB種優先登録質権者に対する配当の累積額を控除した額とする。
6. ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して支払うB種優先株式1株あたりの配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
7. 当社がB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、B種優先配当金を配当した後、普通株主又は普通登録質権者に対してさらに配当を行うときは、同時に、D種優先株主又はD種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、それぞれ、D種優先株式、C種優先株式又はB種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの配当金に、その時点におけるD種優先転換比率、C種優先転換比率又はB種優先転換比率を乗じた額と同額の配当金を支払う。

(残余財産の分配)

1. 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対し、C種優先株主又はC種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、D種優先株式1株につき金20,560円(但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。以下「D種優先残余財産分配額」という。)を支払う。
2. D種優先株主又はD種優先登録質権者に対してD種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、D種優先株主又はD種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき金13,840円、(但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。以下「C種優先残余財産分配額」という。)を支払う。
3. C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、D種優先株主又はD種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき金12,800円、(但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。以下「B種優先残余財産分配額」という。)を支払う。
4. B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、全ての種類の株式に対して分配を行うものとし、D種優先株主又はD種優先登録質権者、C種優先

株主又はC種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者には、それぞれ、D種優先株式、C種優先株式又はB種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、D種優先転換比率、C種優先転換比率又はB種優先転換比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(議決権)

1. B種優先株主は、当会社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. C種優先株主は、当会社の株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
3. D種優先株主は、当会社の株主総会においてD種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(種類株主総会事由)

当会社が次の事項を行うためには、取締役会決議又は会社法上要求される株主総会決議のほか、B種優先株主を構成員とするB種種類株主総会、C種優先株主を構成員とするC種種類株主総会及びD種優先株主を構成員とするD種種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当会社の取締役会決議事項とする。

1. 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当会社の株式への転換、かかる株式との交換、又はかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与（企業再編時の発行又は付与、無償割当又は株式分割も含む。また、当会社の保有する自己株式の処分を含む。但し、株主総会決議事項に限る。また、当会社の新株予約権が行使されたことにより交付された普通株式、及び発行済みの当会社の新株予約権の目的となる普通株式の合計数が累積でD種優先株式の初回の発行直前における発行済株式総数の15%と、D種優先株式発行後に当社が取得した自己株式数の合計数の範囲〔但し、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて発行済株式総数及び自己株式数は適切に調整される。〕において当社又は当社の子会社の役員、従業員及び当社又は当社の子会社の経営又は事業にかかわる顧問等に対して当社の新株予約権を発行、処分又は付与する場合を除く。）
2. 合併、株式交換、株式移転、株式交付、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携
3. 自己株式の取得、剰余金の配当、株式消却、資本減少、準備金減少、その他資本の変更（但し、株主総会決議事項に限る）
4. 定款変更
5. 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始もしくはその他の倒産手続開始の申立て

(取得請求権)

1. B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主は、当社が、(i)吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、(ii)当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、又は(iii)当社の子会社又は関係会社の株式の全部もしくは一部を第三者に譲渡した場合（当社の取締役会で承認される事を条件とする）、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主に対して、遅滞なくその旨を通知するものとし、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主は当該通知を受領後30日以内（以下「償還請求期間」という。）に限り、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。なお、償還請求の効力は、最も遅い償還請求期間の満了時に生じるものとする。
2. 前項に基づくB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。
 - (1) 前項(i)の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額、前項(ii)の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額又は前項(iii)の株式の譲渡対価として株式の譲受人が当社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、当該吸収分割もしくは新設分割、当該事業譲渡又は当該株式譲渡の効力発生時点（以下「吸収分割等効力発生時点」という。）のB種優先残余財産分配額に発行済B種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「B種優先残余財産分配総額」という。）、吸収分割等効力発生時点のC種優先残余財産分配額に発行済C種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「C種優先残余財産分配総額」という。）及び吸収分割等効力発生時点のD種優先残余財産分配額に発行済D種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「D種優先残余財産分配総額」という。）の合計額以下である場合には、残余財産の分配に規定する優先の順位に従って、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主に対して以下のとおり支払う。
 - B種優先株式につき、B種優先残余財産分配額
 - C種優先株式につき、C種優先残余財産分配額
 - D種優先株式につき、D種優先残余財産分配額

(2) 分割等対価額が、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合

(a) B種優先株式の場合

B種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる）を加えた金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{B種優先転換比率} \\ & \left(\text{(普通株式への転換)に定められる。} \right) \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{B種優先残余財産分配総額} - \text{C種優先財産分配総額} - \text{D種優先財産分配総額}}{\text{吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。)} +} \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率} \end{aligned}$$

(b) C種優先株式の場合

C種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる）を加えた金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{C種優先転換比率} \\ & \left(\text{(普通株式への転換)に定められる。} \right) \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{B種優先残余財産分配総額} - \text{C種優先財産分配総額} - \text{D種優先財産分配総額}}{\text{吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。)} +} \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率} \end{aligned}$$

(c) D種優先株式の場合

D種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる）を加えた金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{D種優先転換比率} \\ & \left(\text{(普通株式への転換)に定められる。} \right) \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{B種優先残余財産分配総額} - \text{C種優先財産分配総額} - \text{D種優先財産分配総額}}{\text{吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。)} +} \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \\ & \text{吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率} \end{aligned}$$

3. 償還請求期間の満了時における分配可能額を超えて償還請求がなされた場合、分配可能額の範囲に相当する株式数についてのみ償還請求の効力が生ずるものとする。この場合において、当社が各B種優先株主から取得すべきB種優先株式の数、各C種優先株主から取得すべきC種優先株式の数及び各D種優先株主から取得すべきD種優先株式の数は、以下の定めに従うものとする。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨て、償還請求の対象とはしないものとする。

(1) 分配可能額が、償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額の合計額を下回る場合には、分配可能額をD種優先株式の1株あたりの取得価額で除した株式数に相当するD種優先株式についてのみ償還請求の効力が生じるものとし、その他の株式については償還請求の効力は生じないものとする。この場合において、複数の

D種優先株主が償還請求した場合には、各D種優先株主について償還請求の効力が発生すべき株式の数は、各D種優先株主が償還請求した株式の数に応じて按分するものとする。

- (2) 分配可能額が、償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額の合計額以上となるものの、(i)償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額と、(ii)償還請求がなされたC種優先株式に対して交付される金額の合計額を下回る場合には、まず償還請求がなされた全てのD種優先株式について償還請求の効力が生じるものとし、C種優先株式については、分配可能額から償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額の合計額を控除した金額を、C種優先株式の1株あたりの取得価額で除した株式数に相当するC種優先株式についてのみ償還請求の効力が生じるものとし、その他の株式については償還請求の効力は生じないものとする。この場合において、複数のC種優先株主が償還請求した場合には、各C種優先株主について償還請求の効力が発生すべき株式の数は、各C種優先株主が償還請求した株式の数に応じて按分するものとする。
- (3) 分配可能額が、(i)償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額と、(ii)償還請求がなされたC種優先株式に対して交付される金額の合計額以上となるものの、(i)償還請求がなされたD種優先株式に対して交付される金額と、(ii)償還請求がなされたC種優先株式に対して交付される金額と、(iii)償還請求がなされたB種優先株式に対して交付される金額の合計額を下回る場合には、まず償還請求がなされた全てのD種優先株式及びC種優先株式について償還請求の効力が生じるものとし、B種優先株式については、分配可能額から償還請求がなされたD種優先株式及びC種優先株式に対して交付される金額の合計額を控除した金額を、B種優先株式の1株あたりの取得価額で除した株式数に相当するB種優先株式についてのみ償還請求の効力が生じるものとする。この場合において、複数のB種優先株主が償還請求した場合には、各B種優先株主について償還請求の効力が発生すべき株式の数は、各B種優先株主が償還請求した株式の数に応じて按分するものとする。

(株式の併合・分割、新株引受権等)

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の、D種優先株主にはD種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(合併、株式交換又は株式移転の場合の措置)

1. 当社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下「合併等」という。）をするときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対し、D種優先株式1株につきD種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割当てられるようにする。
2. D種優先株主又はD種優先登録質権者に対して、D種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、D種優先株主又はD種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につきC種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割当てられるようにする。
3. C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、D種優先株主又はD種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につきB種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割当てられるようにする。
4. B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、B種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、D種優先株主又はD種優先登録質権者は、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるD種優先転換比率を乗じた額の割当株式等の割当てを、C種優先株主又はC種優先登録質権者は、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるC種優先転換比率を乗じた額の割当株式等の割当てを、B種優先株主又はB種優先登録質権者は、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるB種優先転換比率を乗じた額の割当株式等の割当てを受ける。

(普通株式への転換)

1. B種優先株主は、2019年7月1日から、次に定める条件で、B種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当

会社の普通株式を交付すること（以下、本項において「転換」という。）を請求することができる。

B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により各B種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をB種優先株主に交付するものとする。なお、B種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてB種優先転換比率という。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

= B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額÷転換価額

上記のB種優先株式の払込金額（当初金12,800円）は、B種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調整される。

調整後払込価額

= 調達前払込価額×株式分割（併合）前発行済株式数÷株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の払込金額は、株式分割のための基準日に、又は株式併合の効力発生するときこれを適用する。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき12,800円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。

但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割又は株式無償割当てにより当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後転換価額

= 調達前転換価額×株式分割（併合）前発行済株式数÷株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のもつて次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

調整後転換価額

= 調達前転換価額×併合前発行済株式数÷併合後発行済株式数

(iii) 調整前の転換価額を下回る払込金額又は処分価額をもつて、①当会社の株式を発行する場合又は②当会社が保有する自己株式を処分する場合（いずれも上記(i)に該当する場合は除く。）は、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）を適用日として、かかる払込金額又は処分価額をもつて調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る取得対価（以下に定める。）をもつて当会社の株式と引換えに当会社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当会社株式の対価（当会社の取締役会が決定する価額とし、以下「取得対価」という。）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り調整する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株あたりの払込金額（行使価額））」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はB種優先株主及びB種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、B種優先株主の3分の2以上の議決権を有するB種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の普通株式の価値の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(3)号の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) B種優先株主の3分の2以上の議決権を有するB種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(c) 当会社又は当会社の子会社の役員、従業員及び当会社又は当会社の子会社の経営又は事業にかかわる顧問等に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式又は新株予約権を発行するとき。

2. C種優先株主は、2021年5月13日から、次に定める条件で、C種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下、本項において「転換」という。）を請求することができる。

C種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により各C種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をC種優先株主に交付するものとする。なお、C種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてC種優先転換比率という。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

＝C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込金額の総額÷転換価額

上記のC種優先株式の払込金額（当初金13,840円）は、C種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

調整後払込価額

＝調達前払込価額×株式分割（併合）前発行済株式数÷株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の払込金額は、株式分割のための基準日に、又は株式併合の効力発生するときこれを適用する。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき13,840円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、C種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。

但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割又は株式無償割当てにより当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後転換価額

＝調達前転換価額×株式分割（併合）前発行済株式数÷株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のもときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

調整後転換価額

＝調達前転換価額×併合前発行済株式数÷併合後発行済株式数

(iii) 調整前の転換価額を下回る払込金額又は処分価額をもって、①当会社の株式を発行する場合又は②当会社が保有する自己株式を処分する場合（いずれも上記(i)に該当する場合は除く。）は、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）を適用日として、かかる払込金額又は処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る取得対価をもって当会社の株式と引換えに当会社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、当該取得条項

付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当会社株式の取得対価を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記（iii）において転換価額を調整する場合は、取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り調整する。

(v) 新株予約権の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株あたりの払込金額（行使価額）」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、C種優先株主の3分の2以上の議決権を有するC種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の普通株式の価値の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(3)号の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) C種優先株主の3分の2以上の議決権を有するC種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(c) 当会社又は当会社の子会社の役員、従業員及び当会社又は当会社の子会社の経営又は事業にかかわる顧問等に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式又は新株予約権を発行するとき。

3. D種優先株主は、2021年11月26日から、次に定める条件で、D種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下、本項において「転換」という。）を請求することができる。

D種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

D種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により各D種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をD種優先株主に交付するものとする。なお、D種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてD種優先転換比率という。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

= C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込金額の総額 ÷ 転換価額

上記のD種優先株式の払込金額（当初金20,560円）は、D種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

調整後払込価額

= 調達前払込価額 × 株式分割（併合）前発行済株式数 ÷ 株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の払込金額は、株式分割のための基準日に、又は株式併合の効力発生のときこれを適用する。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき20,560円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、D種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。

但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割又は株式無償割当てにより当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後転換価額

＝調達前転換価額×株式分割（併合）前発行済株式数÷株式分割（併合）後発行済株式数

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のおきをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

調整後転換価額

＝調達前転換価額×併合前発行済株式数÷併合後発行済株式数

(iii) 調整前の転換価額を下回る払込金額又は処分価額をもって、①当会社の株式を発行する場合又は②当社が保有する自己株式を処分する場合（いずれも上記（i）に該当する場合は除く。）は、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）を適用日として、かかる払込金額又は処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る取得対価をもって当会社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の取得対価を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記（iii）において転換価額を調整する場合は、取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り調整する。

(v) 新株予約権の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株当たりの払込金額（行使価額）」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はD種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、D種優先株主の3分の2以上の議決権を有するD種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

前(i)号のほか、当会社の普通株式の価値の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(3)号の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) D種優先株主の3分の2以上の議決権を有するD種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(c) 種類株主総会事由に定める範囲において当社又は当社の子会社の役員、従業員及び当社又は当社の子会社の経営又は事業にかかわる顧問等に対してインセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	-	普通株式 231,000 B種優先株式 27,343 C種優先株式 14,450 D種優先株式 60,800	-	10,000	-	100,000

- (注) 1. 2025年11月25日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びD種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付ですべてのB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式に変更しております。
2. 2025年11月25日開催の取締役会決議により、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
秋山 勝	東京都新宿区	125,479	37.61
One Capital 1号投資事業有限責任組合	東京都港区港南二丁目16番1号	28,248	8.46
滝日 伴則	東京都港区	25,000	7.49
塚田 耕司	東京都港区	25,000	7.49
株式会社SMK	東京都港区港南二丁目5番3号	25,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	23,437	7.02
i-nest 1号投資事業有限責任組合	東京都目黒区中目黒五丁目10番13号	17,670	5.29
株式会社セブテーニ	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	15,313	4.59
One Capital DX1号投資事業有限責任組合	東京都港区港南二丁目16番1号	12,155	3.64
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂五丁目3番1号	4,864	1.45
計	—	302,166	90.57

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 231,000 B種優先株式 27,343 C種優先株式 14,450 D種優先株式 60,800	普通株式 231,000 B種優先株式 27,343 C種優先株式 14,450 D種優先株式 60,800	「第3 提出会社の状況 1 (1) ② 発行済株式」 の内容の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	333,593	—	—
総株主の議決権	—	333,593	—

(注) 1. 普通株式、B種優先株式、C種優先株式及びE種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等
② 発行済株式」に記載しております。

2. 2025年11月25日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びD種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付ですべてのB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式に変更しております。2025年11月25日開催の取締役会決議により、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、本書提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式5,002,900株、議決権の数は50,029個、単元未満株式の株式数は普通株式995株、発行済株式総数の株式数は5,003,895株、総株主の議決権の数は50,029個となっております。

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、監査法人Growthによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	646,552	674,224
売掛金	201,757	224,921
その他	69,588	92,118
貸倒引当金	△4,553	△5,564
流動資産合計	913,345	985,700
固定資産		
有形固定資産	11,730	11,142
無形固定資産	1,551	1,061
投資その他の資産		
繰延税金資産	34,895	99,366
その他	77,741	78,441
貸倒引当金	△1,010	△773
投資その他の資産の合計	111,626	177,034
固定資産合計	124,908	189,238
資産合計	1,038,254	1,174,939
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,353	35,708
1年内返済予定の長期借入金	55,752	46,408
契約負債	61,965	85,512
未払法人税等	2,280	1,145
未払消費税等	32,398	31,723
その他	91,101	73,224
流動負債合計	277,850	273,720
固定負債		
長期借入金	377,600	358,000
その他	6,058	6,116
固定負債合計	383,658	364,116
負債合計	661,509	637,836
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,512,031	1,512,031
利益剰余金	△1,145,286	△984,928
株主資本合計	376,744	537,102
純資産合計	376,744	537,102
負債純資産合計	1,038,254	1,174,939

(2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
売上高	1,094,524
売上原価	239,145
売上総利益	855,379
販売費及び一般管理費	※ 752,688
営業利益	102,691
営業外収益	
受取利息及び配当金	542
貸倒引当金戻入額	600
ポイント収入額	421
その他	375
営業外収益合計	1,940
営業外費用	
支払利息	7,401
その他	198
営業外費用合計	7,599
経常利益	97,032
税引前中間純利益	97,032
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	△64,471
法人税等合計	△63,326
中間純利益	160,358

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	97,032
減価償却費	1,077
貸倒引当金の増減額(△は減少)	773
受取利息及び受取配当金	△542
支払利息及び支払保証料	7,599
売上債権の増減額(△は増加)	△23,527
棚卸資産の増減額(△は増加)	193
仕入債務の増減額(△は減少)	1,354
未払(未収)消費税等の増減額(△は減少)	△675
その他	△16,239
小計	67,047
利息及び配当金の受取額	542
支払利息及び支払保証料の支払額	△8,693
法人税等の支払額	△2,280
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,616
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△28,944
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,944
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,672
現金及び現金同等物の期首残高	646,552
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 674,224

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
給与及び手当	302,856千円
貸倒引当金繰入額	1,373千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
現金及び預金勘定	674,224千円
現金及び現金同等物	674,224千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ワークフロー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
サブスクリプション型サービス	828,706
ソリューション型サービス	265,818
外部顧客への売上高	1,094,524

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	32円5銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	160,358
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	160,358
普通株式の期中平均株式数(株)	5,003,895
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っており、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の普通株式への転換)

当社は、2025年11月25日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会及びD種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付ですべてのB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式に変更しております。

種類株式の普通株式への交換状況

1. 変更前の株式の種類及び数

B種優先株式	27,343株
C種優先株式	14,450株
D種優先株式	60,800株
2. 変更後の株式の種類及び数

普通株式	102,593株
------	----------
3. 変更後の発行済普通株式数 333,593株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年11月25日開催の取締役会決議により、2025年12月11日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の概要

1 分割方法

2025年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき15株の割合をもって分割しております。

2 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	333,593株
今回の分割により増加する株式数	4,670,302株
株式分割後の発行済株式総数	5,003,895株

3 株式分割の効力発生日

2025年12月11日

4 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

3. 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を1,334,000株から20,010,000株に変更いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月10日

株式会社ベーシック

取締役会 御中

監査法人 Growth
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中山 太一

指定社員
業務執行社員 公認会計士

青木 信賢

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベーシックの2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベーシックの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上